

告 示

埼玉県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十二年三月五日

埼玉県監査委員	根 岸 和 夫
埼玉県監査委員	米 田 正 巳
埼玉県監査委員	田 中 龍 夫
埼玉県監査委員	大 山 忍

団体別の措置状況

<p>監査対象団体 所管部局</p>	<p>監査結果の公表年月日 (県報の号数)</p>	<p>監査の結果</p>	<p>講じた措置</p>
<p>財団法人 埼玉県公園緑地協会 都市整備部</p>	<p>平成21年12月15日 (第2142号)</p>	<p>注意事項 財団法人埼玉県公園緑地協会(埼玉スタジアム2002公園)は、県からの委託事業において、液晶テレビ(64台)、ブルーレイレコーダー(23台)及びテレビスタンド・取付金具一式(47台)を1者による随意契約で購入(契約額:11,445,000円)したが、1者による随意契約の明確な理由がなかった。 財団法人埼玉県公園緑地協会の財務規程に基づき、複数の業者による入札又は見積合わせを実施する必要があった。</p>	<p>再発防止のため、契約事務について、所長会議や各事業所に対する年2回の内部監査を通じて、財団法人埼玉県公園緑地協会財務規程の遵守を改めて職員に周知するとともに、出納員によるチェックを徹底し、事務処理の適正化を図った。</p>